



一服章論

一妻妾論一

一教育談

一空商ノ事ヲ記ス

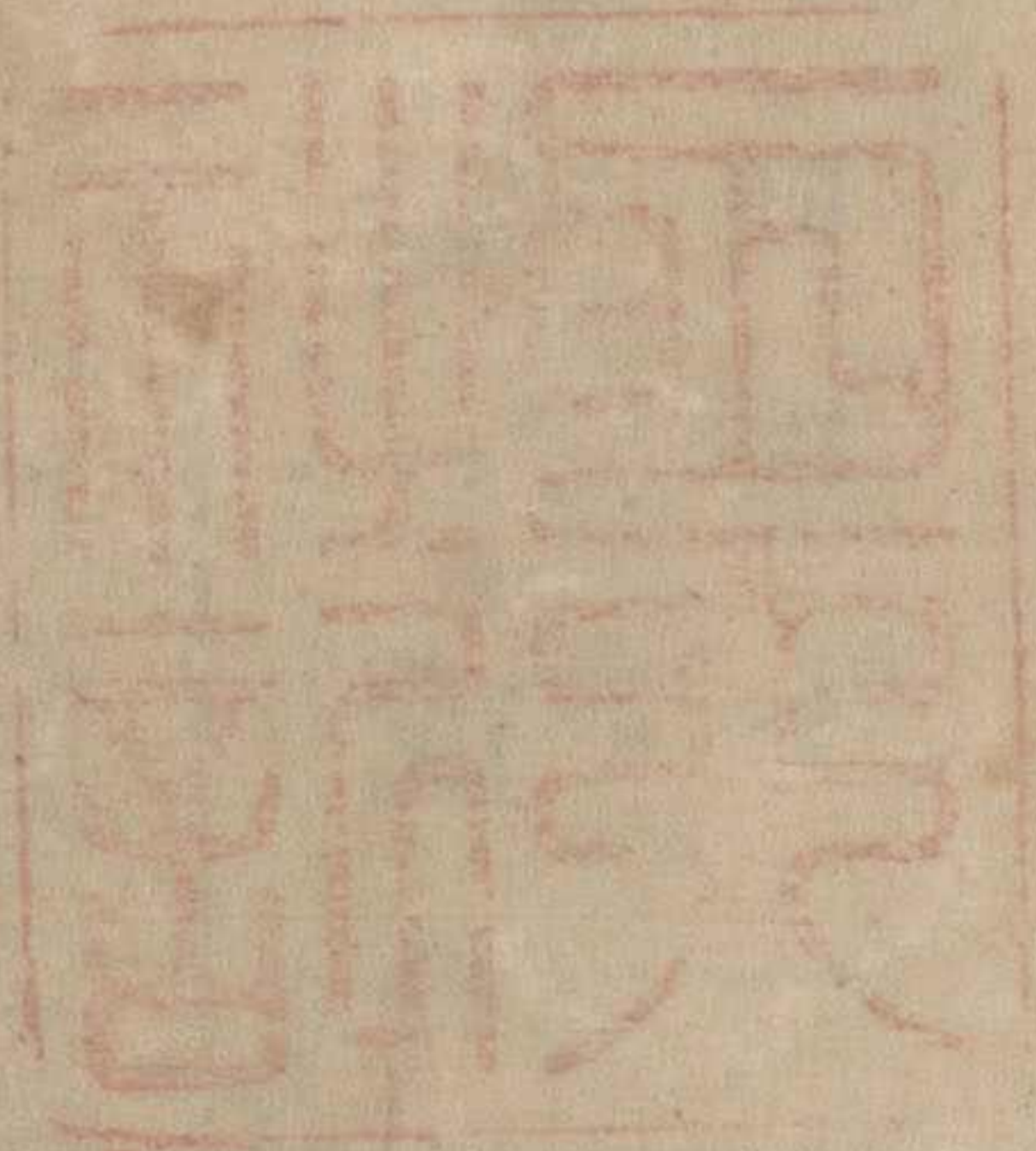
一教門論五

一本ハ一ツハ非ざる論

明六雜誌

第八號

定價四錢



頃日吾儕盍簪シ或ハ事理ヲ論シ或ハ
異聞ヲ談シ一ハ以テ學業ヲ研磨シ一
ハ以テ精神ヲ爽快ニス其談論筆記ス
ル所續テ冊ヲ成スニ及ヒ之ヲ鏤行シ
以テ同好ノ士ニ頒ツ鎖々タル小冊ナ
リト雖_凡邦人ノ爲ニ智識ヲ開クノ一
助ト爲ラハ幸甚

明治甲戌二月

明六同社識

明六雜誌第八號明治七年五月刊行

○服章論

津田眞道

官ニ階アリ服ニ章アルハ本是亞細亞ノ風俗歟抑又歐羅巴ノ慣習歟歐
土古ヨリ未曾テ官ニ階アル支那本邦ノ十數品位アル如キコアルヲ聞
ズ又服ニ章アル支那本邦ノ品位ニ從テ制色ヲ別ツ如キコアルヲ聞ズ
但武弁ハ則暴ヲ以テ暴ヲ制スルノ任號令ノ行ハル、恰心魂ノ支體ヲ
使フ如クナルヲ要ス是ヲ以テ大ニ上下ノ分ヲ嚴ニス故ニ夫ノ將士卒
夫ノ別アル裡ニ就テ猶數種ノ等級ヲ分チ上下ノ別ヲシテ一目瞭然ナ
ラシム是武弁服章標識ノ已ムベカラザル所以ナリ又出テ外國ニ使ス
ル者大使ハ帝王ノ名代公使ハ國家ノ名代代理公使ハ外務卿ノ名代ナ
ル等ノ階級アルヲ以テ服章ニ等級ヲ別テリ又彼邦ニ義勇社ト號スル
者アリ概スルニ各國ノ帝王之ガ長ト爲リ武人ハ論ナク文吏ト雖殊勳
偉功アル者ニハ一種ノ星標號章ヲ與ヘテ之ヲ褒賞シ人性名譽ヲ求ム

ル心ヲ籠絡ス蓋是中古十字軍ノ時士民私ニ社ヲ結ヒ軍ニ從ヒ社長ヨリ以下各等級ニ從テ標章ヲ異ニセシヨリ來リ歐洲各國帝王且今猶駕馭ノ一術ニ供ス之ヲ支那ノ爵位豐公ノ茗器ニ比スレバ更ニ智巧ナリト大然レヒ米利堅ニ於テハ絶テ之ヲ用フル所ナシ是平民政治ノ俗實利ヲ好シテ虛名ヲ欲セザレバナリ

方今歐米各國ニ於テ文官ノ禮服ト稱スル者帝王大統領ヨリ衆庶平民ニ至ルマデ唯一品ノミ即我邦目今ノ小禮服是ナリ蓋文治ノ綱領ハ道義法律ニアリ道義以テ民ノ心服ヲ致シ法律以テ人ノ非道ヲ制ス夫ノ武治ノ威暴ヲ以テ其下ヲ束縛スル馬牛ヲ羈勒スル者ニ異ナリ故ニ服制上下ヲ別タズシテ上下ノ分紊ル、ヲ憂ヘズ但大學博士大小裁判官一種異常ノ服ヲ服ス蓋是希臘羅馬神官僧侶等ノ一種ノ服ヲ服スルト旨趣相似タル者歟

今ヤ我邦海陸軍服ノ制式畧英佛ニ倣フ者ハ今時ノ戰法ニ於テ到底然

ラザルヲ得ザルナリ然ルニ文官ノ大禮服ニ至テハ我儂不學無術是其
何ノ依據スル所ナルヲ知ラズ舊時ノ官服隋唐ノ制ニ倣フノ者淵源尤
明確ナル如クナラズ漫ニ自カラ謂ヘラク豈彼歐州武弁ノ服章ヲ摸シ
テ亞細亞本來ノ風習ナル官ニ位階アル者ニ擬スル者歟抑漢服ノ不便
漢婦ノ足ト其類ヲ同シウス婦人ノ足小ナルヲ貴フハ五大洲ノ通習ナ
リ其弊ヤ漢婦ニ至テ極マル漢婦ノ足幼ヨリ痛ク緊縛シ強テ大ナラシ
メズ故ニ漢婦概スルニ皆蹣跚獨歩スベカラズ支那舊式ノ衣冠束帶即
我舊制ノ官服美ハ則美ナリ然レモ他人ノ助ヲ俟ザレバ人々自カラ之
ヲ穿ツ能ハザルニ至ル豈之ヲ智ト謂フベケンヤ嚮ニ余從二位伊達君
ニ副トシテ使テ清國ニ奉シ天津ヨリ北京ニ入ル時ニ君御賜ノ小直衣
ヲ服シ余儂烏帽直垂ヲ着ス宰相李氏以下ノ漢人ニテ見テ頗ル欽羨ノ
色アリ抑我輩ノ眼ヲ以テ之ヲ視レバ滿衣ノ輕便ナル遠ク三代以還ノ
服ニ勝ルナリ然リ而シテ支那人猶其舊服ヲ欽慕ス何ソゾ其愚ナルヤ

豈其愛親覺羅氏ノ爲ニ強テ其衣冠頭髮ヲ變ゼシメラレタルヲ惡ムノ
情今日ニ至テ猶歎ザル者歟

是ヨリ前數年余年猶壯海ニ航シ大浪山ヲ廻リテ歐洲ニ遊ヒ歸路舟香
港ニ泊シ和蘭領事館ニ到ル時ニ領事金條アルノ服畧我目今ノ大禮服
ニ髣髴タル者ヲ穿ツ是歐洲ニ於テハ國使武官ヲ除クノ外公、侯、伯、爵等
ノ貴族ニ非ザレバ余ガ未曾テ見サル所ナルヲ以テ怪テ之ヲ問フ領事
笑テ曰亞細亞野蠻ノ民此服ヲ服セザレバ和蘭領事ノ貴キヲ識ル者ナ
シト余モ亦笑テ而シテ別ル

○妻妾論ノ一

森 有禮

夫婦ノ交ハ人倫ノ大本ナリ其本立テ而シテ道行ハル道行ハレテ而シテ國
始テ堅立ス人婚スレハ則權利義務其間ニ生シ互ニ相凌クヲ得ス何チ
カ權利トシ何チカ義務トス其ノ相扶ケ相保ツノ道ヲ云ナリ即チ夫ハ
扶助ヲ妻ニ要スルノ權利ヲ有シ又妻ヲ支保スルノ義務ヲ負フ而シテ妻

ハ支保チ夫ニ要スルノ權利チ有シ又夫チ扶助スルノ義務チ負フ苟モ
此理ニ據リ婚交セサル者ハ未タ人間ノ婚交ト目ス可ラサルナリ今我
邦婚交ノ習俗チ視ルニ夫恣ニ妻チ役使シテ其意ニ充タサルカ如キ任
意ニ之チ去ルニ國法嘗テ之チ律サス是チ以テ權利義務其間ニ行ハル
チ得ス名ハ夫婦タリト雖ニ其實チ距ル甚タ遠シ故ニ余敢テ謂フ我邦
人倫ノ大本未タ立スト從來婚法ニ數種アリ媒チ用ヒテ婚スル者チ夫
婦ト稱シ其ノ婦チ妻ト目ス媒チ用ヒスシテ婚スル者チ妾ト名ツク或
ハ妻ノ外一妾或ハ數妾チ婚スル者アリ或ハ妾チ轉シテ妻ト爲ス者ア
リ妻妾併居スルアリ又之チ別ニシ妻チ疎シテ妾チ親ム者アリ而ノ夫
妻ノ婚ハ各其父母ノ協議ニ成リ或ハ唯其ノ許諾チ要スル有リ夫妻ノ
婚ハ夫タル者ノ專決ト妾家ノ承諾トニ成ル或ハ金若干チ妾家ニ附シ
テ之チ得ルアリ之チウケダシト云フ即金若干チ以テ之チ買ヒ受ルノ
義ナリ凡ソ其妾タル者ハ概チ藝妓遊女ノ類ニシテ之チ娶ル者ハ凡テ貴

族富人ニ係ル故ニ貴族富人ノ家系ハ買女ニ由テ存ル者多シ妻妾併居
スルヤ其交際或ハ主従ノ如シト雖也夫常ニ妾ヲ偏愛スルニ由リ妻妾
交妬害常ニ讐視スルニ至ル故ニ妻妾或ハ數妾アル者ハ散シテ之ヲ別
所ニ置キ己レ先ツ其溺愛スル所ノ者ト共ニ居リ其醜行ヲ恣ニスルコ
多シ甚キハ妾ヲ婚スルヲ榮トシ之ヲ爲サル者ヲ辱ムルノ風アリ國法
妻妾ヲ同視シ又其生子ノ權理ヲ平等ニス故ニ余今茲ニ我邦人倫ノ大
本未ダ立タサルヲ辨シ其風俗ヲ害ヒ開明ヲ妨クルノ狀ハ他日又之ヲ
論セント欲ス

○教育談

箕作秋坪

人ノ幼稚ナル時意ヲ加ヘテ之ヲ保護セサレハ必ス病ニ必ス死ス又必
ク用ヒテ之ヲ教育セサレハ長スルニ及テ必ス頑必ス愚ニシ蠻夷ノ間
ト雖也共ニ立可ラザルニ至ル是最モ知リ易キノ理ナリ而シテ其之ヲ保
護スルカ如キハ天然ノ至情アリテ知愚貧富ノ別ナク皆意ヲ加ヘザル

無キモ其之ヲ教育スルノ一事ニ至テハ之ヲ度外ニ置キ願ミザル者亦少カラス實ニ怪ム可ク嘆スヘキニ非スヤ夫小兒ノ生レテ二三歳ヨリ六七歳ニ至ルマテ其質タル純然無雜白玉ノ瑕無キカ如ク其腦中清潔ニシテ些ノ汚點ナシ故ニ其耳目ノ觸ル、所ノ者善トナク惡トナク深ク腦ニ印象シテ終身消滅スルコトナシ是以テ其性情ヲ薰陶シ品行ヲ養成スル此時ヲ以テ最上ノ期トス其教導ノ方宜キヲ得レハ善且知其方ヲ誤レハ頑且愚トナルナリ此感覺銳敏ノ時ニ當リ染習セシ者ハ長スルニ及ンテ之ヲ改ント欲スルモ得可ラザル猶樹木ノ稚嫩ナル時之ヲ撓屈スレハ長スルニ及テ終ニ之ヲ直クス可ラザルカ如シ終身善惡智愚ノ岐ル、所此ニアリ豈意ヲ留メザル可ンヤ夫歐米諸國ノ若キ人民ヲ教育スル諸般ノ學校ヲ設ケ諸般ノ方法ヲ立ル固ヨリ周密備ハラザルナシ而シテ近來文化益進ムニ從ヒ自家ニ於テ子女ヲ教育スル遙ニ學校ニ勝レリトノ說益盛ナリ其說ニ曰ク一家ハ猶一國ノ如シ其子女ヲ教

育スル天道人理ニ於テ固リ父母ノ任タル明ナリ父母タル者ハ其兒ノ
幼稚ニシテ感得ノ力最モ盛ナル時ニ當リ之ヲ訓ユル造次モ必ス是ニ於
テシ顛沛モ必ス是ニ於テスルヲ得且其教ヘント欲スル所ヲ教ヘ其傳
ント欲スル所ヲ傳ヘ父嚴母慈並ヒ行レ外人ノ之ヲ擾亂シ之ヲ誘惑ス
ルノ害ナシ家ヲ離ル、片ハ其教則風習佳ナルノ地ト雖モ擾亂誘惑ノ
害ナキ能ハス且良師良友ト雖モ其情其父母ノ訓育トハ自ラ徑庭アリ
故ニ小兒ヲ教育スル自家ヲ以テ最良マ學校トシ父母ヲ以テ第一ノ師
ト爲スベシト然レモ是中人以上家道稍豊富ナル者ニ就テ其理ヲ述ル
ナリ何トナレハ文明ノ國ト雖モ父母タル者ニ於テ十分ニ能ク其子
女ヲ訓育スル者稀ナリ況ヤ文明ナラザル國ニ於テオヤ偶之アルモ自
家ノ事業ニ逐レ職務ノ爲メニ妨ケラル故ニ其兒ノ訓育ヲ他人ニ托ス
ル固リ止ムヲ得ザルニ出ツ然ルニ方今世間ノ情勢ヲ察スルニ父母タ
ル者其兒ヲ他人ニ委托スルヲ以テ當然ノコトナシ小兒ヲ教育スルハ

其親タル者ノ本分タルヲ知ラサル者ニ似タリ故ニ其家ニアルヤ更
ニ父母ノ之ヲ訓育スルナク富家ニ在テハ只無知盲昧ノ婢僕ニ接シ驕
奢傲慢ノ風ニ慣ヒ貧家ニ在テハ頑童黠兒ニ交リ拙劣汚行ヲ學ヒ終日
爲ス所悉ク有害無益ノ一ノミ豈ニ頑愚無知トナラサルヲ得ンヤ然ル
ニ其親タル者已ニ其職ヲ尽シ之ヲ訓ル能ハスノ其兒ノ成長スルニ從
ヒ不良不知ナルニ至リテハ其罪反テ己ニ在ルヲ知ラス妄ニ之ヲ譴責
シ甚シキハ師友ヲ恨ムルノ輩少カラズ迷ヘルノ甚シキニ非スヤ然レ
是亦深ク咎ム可ラサル者アリ何ソヤ蓋シ今ノ父母タル者亦其父母ニ
リ教育ヲ受ケシコトナシ故ニ其兒ヲ教育スル何者タルヲ知ラサレハナ
リ然ラハ則何如メ可ナラン曰ク此病根已ニ深ク骨髓ニ透入シ之ヲ除
カント欲スルモ固リ一朝一夕ノ能ク及フ所ニ非サルハ論ナシ故ニ我
輩決メ今俄ニ父母タル者ヲ十分其兒ヲ教育セシメテ責ムルニ非ス
只父母タル者其兒ヲ教育スルハ我職タルヲ知リ心ヲ留テ其力ノ及ブ

ダケチ施サハ其兒亦其子チ教育スルノ己カ職タルチ知リ終ニ一家風
チ成シ一郷俗チ成スニ至ラソトチ希望ス且更ニ深ク望ム所ハ今ヨリ
盛ニ女學チ起シ力チ盡シ女子チ教育シ其母タルニ及ソテ其兒チ教育
スルノ緊要タルチ知ラシムルニ在ルノミ○拿破崙第一世或時有名ノ
女先生「カムペン」ニ謂テ曰舊來ノ教育法ハ殆ト其貴重スヘキ者ナキ
ニ似タリ然シ人民チ善ク訓導スル爲ニ缺ク所ノ者何ソヤ「カムペン」
答テ曰母ナリ帝大ニ驚テ曰ク嗚呼實ニ然リ此一語以テ教育ノ法則ト
ナスニ足レリト旨アル哉言ヤ

女學ノ缺ク可ラサルノ説次号ニ載スベシ

○空商ノ事チ記ス

杉 亨二

國家困窮シテ人民蒙昧ナレハ空計之ニ乗シテ入ル佛王路易第十四死

ス國債十億リブル 凡ソ我チ遺シテ之チ人民ニ負セ財政大ニ紊亂セ

リ此時空商始メテ佛國ニ行レテ隣國ニ波及シ人民其禍害チ蒙ルヲ舉

ケテ言フ可カラズ蘇格蘭ノ人シオンロウ嘗テ以大利ノ銀行法ヲ學ヒ常
ニ夸大ナル事ヲ望ミシカ以爲ラク今マ佛國ハ貧極リ惟ニ涕泣シテ不幸
ヲ歎スルノミ予レ爲メニ之ヲ謀ラント乃チ佛國ニ到リ政府ニ説テ曰
國債ヲ償フヘキ方法アリ若シ之レヲ用ヒハ數年ヲ歷ズシテ國債悉ク
消除セント政府之ヲ容ルスロウ乃チ銀行ヲ立テ社ニ入ル者ニハ商利
ニ隨テ本金ヲ倍蕪スルヲ約シ信紙テカダヲ以テ金銀ヲ聚収セシニ巨万ノ多
ヲ得タリ金隨テ聚マレハ又隨テ消費ス是ニ於テ佛領米國ノ密斯昔比
ニ金坑アリト稱シ密斯昔比會社ヲ立テ金ヲ聚ムルミシッシビー亦夥シ英國ニテ
ハブロウントト云フ者アリテ南海諸島ニ大利益ノ興スヘキ者アリト
稱シ政府ニ請テ南海會社ヲ立テ信紙ヲ以テ金ニ換ヘ千万ヲ得タリ爲
ス所異ナリト雖其主意ハシオンロウト同シ皆實ナクシテ虛謀ヲ用フル
カ故ニ信紙ノ價忽チ低下シテ流通頓ニ沮滯シ人民產ヲ失ヒ貧窮ニ陷
ル者其數ヲ知ラズ夫レ信紙ハ金ナリ信ナケレハ紙ノミ是レ自然ノ理

ナリ故ニ信紙過多ナルハ其害物價更ニ騰貴スルニ非レハ則チ虧空シ
テ敗チ取ルニ至ル空商ハ則チ自然ノ理ニ戻リ信紙ヲ以テ本トシ金銀
ヲ以テ末トシ其本末ヲ顛倒スルニ因リテ終ニ不測ノ民害ヲ生セシナ
リ英國南海會社等其信紙ヲ兌換スルヲ能ハサル者三億磅凡我十佛國
密斯普比會社等ハ二十億リブル凡我十ト云ヘリ是レ行險者ノ空計ニ
出ルヲ以テ之ヲ名ツケテ空商ト謂フ空商豈ニソレ恐レサル可ケンヤ

○教門論ノ五

西 周

或曰ク民信ノ強ユヘカラザルハ既ニ命ヲ聽ク然ラハ則チ政府ハ一ニ
民ノ好ム所ニ任セテ顧慮スル所ナキカ曰ク政府ノ民ニ於ケル父母ノ
子ニ於ケルカ如シ縱ヒ其權民ノ信ヲ強ユ可ラザルモ豈亦惑溺ヲ離レ善
教ニ向フコトヲ欲セザラムヤ今信ハ人々ノ知ル能ハサル所ニ根サス
ト雖モ知ル所ノ大小淺深アルハ亦誣ユ可ラサルナリ故ニ知ルノ大イナル
者ハ其信スル所亦從テ高シ知ルノ深キ者ハ其信スル所亦必ス厚シ今諸

チ尺度ニ譬フ寰宇ノ大ノ如キ人能ク其窮極ヲ知ル莫シ是眞愚ノ同ウス
ル所ナリ然ニ里ヲ以テ測ル者ハ丈ヲ以テ測ル者ヨリ大ナリ尺ヲ以テ
數フル者ハ寸ヲ以テ筭スル者ヨリ長シ是天下ノ通理ニシテ蓋シ人知
モ亦然ルコトアル者ナリ故ニ知ルノ廣ク且大イナル者ハ其信必ス中
ラスト雖ニカノ知ルノ狭ク且小ナル者ニ比スレハ亦相距ル萬々ナラ
ムトスソレ小民ノ狐狸虫蛇ヲ信スル賢者ノ上帝主宰ヲ信スル均シク
知サル所ニ於テ信スル者ナリト雖ニ其相距ル豈啻霄壤ノミナラムヤ
故ニ世ヲ輔ケ民ニ長タル者ハ信ヲ人ニ強ユ可ラスト雖ニ世ノ賢哲知
尤モ高ク識尤モ遠キ者ノ信スル所ヲ贊成輔翼シ之ヲシテ其信奉スル
所ヲ自在ナラシメ敢テ之ヲ拘束羈縛スルコトナシ如此クナレハ賢哲
ナル者其信スル所ヲ明カニシテ誘導解諭其力ヲ盡サムトス乃チ匹夫
匹婦ノ惑溺狂妄ナル者亦漸次觀化スル所アリテ革面ノ期將ニ至ラム
トス是政府ノ治術上ニ在テ民信ヲ處置スルノ方畧ナリ或曰ク然ラハ

則チ世ノ賢哲ナル者果シテ信スル所アリヤ曰ク匹夫匹婦且信スル所
 アリ況ヤ賢哲ヨシテ信スル所ナシト謂ハムヤ今ソレ天ノ高キ日月星
 辰ノ遠キ肉眼ヨリ之ヲ觀ルモ亦視ルヘカラサル莫シ然レ一度遠望鏡
 ノ發明アルニ及ヒテ其遠近ヲ辨シ其實體ヲ察シ且肉眼未ダ曾テ見サ
 ル所ヲ觀ル於蘭納斯ノ如キ納鉢登ノ如キ天漢ノ星タル如キ霧點ノ未
 成地球タルカ如キ西方斯等ノ既壞地球タルカ如キ太陽ノ烙丸タルカ
 如キ玉兔ノ山川タルカ如キ皆器械ノ力ニ資シテ歷々其實ヲ指シ瞭然
 其理ヲ知ルヘシ蓋シ性理上ノ智モ亦然ルコトアル者ナリ苟モ萬有ノ
 故ニ通シ心性ノ微ヲ究ムレハ則チ其知以テ主宰ノ在ルアルヲ推シテ
 之ヲ信スルニ足ル既ニ主宰ノ在ルアルヲ信スレハ其命ノ違フヘカラ
 サルヲ知ルカノ屋漏ニモ愧チス敬畏愛慕已マサルノ誠ハ蓋シ今古ノ
 賢哲ニ在リ地球上往ク所トシテ然ラサル莫キナリ唯ソレ所謂教門ナ
 ル者ニ至テハ其門派ニ由テ道德禮儀ノ則チ異ニシ崇神拜神ノ儀チ同

ウセス是亦人々各其撰ツ所ニ在ル耳

○本ハ一ツにあらざる論

津田真道

世の人をべく本といへるものは唯一ツあるものとおもへりまはそのもと道の本原天に出づるもど、いへる漢人の説より出たるものあらむりまた皇學者流の世の中にあるとしあらゆるものとな天神の造り成しよまへるありといへるにもとづけるものゝまた洋教者流の天地萬物皆造化主の造る所ありといへるによれるものゝうさてかく萬物の大本と唯一ツの天神また造化主に歸して論らふよどはいと易きとなれどもろの天神まゝ造化主といへるもの實にありや無しやまは人智のあけて及とぬせきりなりしう人智れかけて及とぬことと言痛くあげめらふは愚なることありまは孔子のいへるおどく知らざるよとい知らざるよと、してさてよくべきよとにあむ

らく天神造化主を人智の及とぬよと、してさてをくときは天地の間

にありとしあつゆる萬物よろづのものの本萬象よろづのかたちの源もとたゞ一つのみなることはおさ

くあることなし本の必ら多たものありけりまづおの大地おほつちと初はじめと

して萬物の元を漢人からひとは木火土金水の五つ天竺人は空風火水地の五つ

また上古の西洋人の水火氣土の四つありと思ひたりされどもよの皆

偽いつわりに中今あかいまの西洋人化學といへる學術もて試験こころみして知りたりといへ

る説に従へば六十餘むそあまりの原質もとさねありといへり

此原質もとさねれとは其本唯一つありと謂ふべし然をどもおはいとゆる原質もとさね

にて萬物よろづのものよのあらず唯金銀こがねしろがねの類たぐひれみまれに原質もとさねのまゝ、あてあること

あり

此六十餘の原質もとさねいろく結むすばり合ひて千萬ちよろづの物ものおれるあり故に此

大地おほつちの本を論ぶ時ときの少くとも六十餘むそあまりより少すくかゞざるべし

外物とらもののさておき我われてふもの、生うまれ出る本を釋たづぬるに父母おほはの二つあり父

母各其父母ありと其數そのかず四つとあるまゝ其父母の數は八つとあり十六

となり遂に百八十は遠祖となるべし。我てふも、此は魂と身と。二つは本よりなれり。魂はいのちあるも、此はなり。や知りおしし身は皮肉骨血、髮爪等、此多き。お別れ、また其肉骨等、此原質を分解つ時、之遂に幾十許、此数と爲るなり。また水源と究むれと唯一つありと思へるも、偽に大なる本、多くの小川、おてまた此多き。此小川は源、百八十千萬の谿流となる。あり。小川の幹一つにして、枝八十お別れ、を見て本の一つありと誤るにや。抑、此木の幹、おあらずして、根あり。根の千萬の細根よりなれり。さきと、此木の幹一つより、またあらずして、多きなりけり。萬事萬物は、本数多にして、唯一つのことよりあらざるよし、少し考ふる人、に疑なし。鐵炮の彈丸の行道、其原因唯一つは、火薬の力のことありと、淺とある人の思ふへ、けれども唯一つの火薬力のこと、おあらざり。地球の引力と大氣の抵抗力の二力、火薬力と相合ひて、彈道をなすなり。國の本は君にて、唯一つありと謂へる人、あり。こゝも偽あり。こゝを早く、漢人

の民は是國の本といへるまこと眞事なりけりさきを國の本の千萬の蒼
生ぞくさなりさて國の本の民を君の末あるまこと明らなり譬之家の本
は礎いしぎへよて棟梁むねうつまりと末あるが如し
君と末よして本あらざれども尊たつときよとと論あけつとひあり此大地よ萬物の
生かりる順序つきてを問ふに第一よ土石成り次よ植物生り次よ動物生り最後
に人成り最後もとむくしびに成りる人最靈もとむくしびありて最貴さく其人の内にてと最
後に成りたる君を最貴りける此外總とくて人の爲かしるまこと學術まかひごとも
ても伎巧わざごとにても衆知もろくのさどりと合せ衆力もろくのちからと集めて最後いははてよ成りたるものよ最善もとむよし
とし最貴もとむたふとよとす故ゆゑも子は親に賢り弟とと兄より勝れ弟子とと師に超るこ
とよ世の中のひらけり、人智れそよみゆくありさまありりさきされ
と人倫れ上よ於て子と親より貴く弟は兄より上ありと弟子は師より
高ぶるべしといふよはあらそゆめくあやまることなけれ

稟 白

一代價の每号不同に付豫め決定仕兼候得共前金おて發兌號方先二十冊分御引受の一割引五十冊分の一割半百冊分の一割引よて差上過不足の追て筭當の上可申上候

一府下おて御望の方の町所名前御投書次第發兌毎よ配達可仕遠國の府下おて御引受の御方より前金郵便税共受取不申内の遞送不仕候

明治七年三月

東京藥研堀町
賣捌所 報 知 社

東京日本橋釘店
取次所 和泉屋壯造

